

告発の現場から⑥

－生きた会社の隠れた粉飾の摘発－

※ 粉飾については、[「告発の現場から③」](#)で詳しく解説しています。まず、そちらをご覧ください。

1 告発事案の概要

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」といいます。）は、ジャスダック証券取引所上場の電子部品製造装置メーカー株式会社プロデュースの粉飾事件について、平成 21 年 3 月から 4 月にかけて 3 回にわたり、さいたま地検に告発しました。（本件については、[平成 20 年度版年次公表](#) 105～108 頁もご覧ください。また、同事件の公判の状況については、[平成 21 年度版年次公表](#) 122 頁をご覧ください。）

【告発の対象となった犯則事実】

(1) 平成 21 年 3 月 25 日告発

犯則嫌疑法人株式会社プロデュースは、電子部品製造装置の開発・設計・製造等を目的とし、その発行する株券を株式会社ジャスダック証券取引所に上場するための上場承認を受けていたもの、犯則嫌疑者 A は、犯則嫌疑法人の代表取締役としてその業務全般を統括していたもの、犯則嫌疑者 B は、犯則嫌疑法人の専務取締役としてその管理部門を統括していたものであるが、犯則嫌疑者 2 名は、共謀の上、犯則嫌疑法人の業務に関し、株式会社ジャスダック証券取引所上場に伴う株式の募集及び売出しを実施するに際し、平成 17 年 6 月期の事業年度につき、平成 17 年 11 月 10 日、関東財務局長に対し、犯則嫌疑法人の売上高が 14 億 7,668 万 9,000 円、税引前当期純損失が 6,838 万 4,000 円であったにもかかわらず、架空売上高を計上するなどの方法により、売上高が 31 億 976 万 3,000 円、税引前当期純利益が 1 億 9,111 万 9,000 円と記載した損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書を提出したものである。

(2) 平成 21 年 4 月 28 日告発

犯則嫌疑法人株式会社プロデュースは、電子部品製造装置の開発・設計・製造等を目的とし、その発行する株券を株式会社ジャスダック証券取引所に上場していたもの、犯則嫌疑者 A は、犯則嫌疑法人の代表取締役としてその業務全般を統括していたもの、犯則嫌疑者 B は、犯則嫌疑法人の専務取締役としてその管理部門を統括していたものであるが、犯則嫌疑者両名は、犯則嫌疑法人から証取法第 193 条の 2 に基づく有価証券報告書等の財務計算に関する書類等の監査証明を目的とする監査を受嘱した監査法人の代表社員であった公認会計士と共謀の上、犯則嫌疑法人の業務に関し、

第 1 犯則嫌疑法人の平成 18 年 6 月期の事業年度につき、平成 18 年 9 月 29 日、関東財務局長に対し、犯則嫌疑法人の売上高が 24 億 5,071 万 6,000 円、税引前当期純損失が 2 億 3,097 万 3,000 円であったにもかかわらず、架空売上高を計上するなどの方法により、売上高が 58 億 8,561 万 8,000 円、税引前当期純利益が 6 億 9,420 万 2,000 円と記載した損益計算書を掲載する有価証券報告書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出し

第2 犯則嫌疑法人の平成19年6月期の事業年度につき、平成19年9月27日、関東財務局長に対し、犯則嫌疑法人の売上高が31億1,848万8,000円、税引前当期純損失が7億2,965万8,000円であったにもかかわらず、架空売上高を計上するなどの方法により、売上高が97億400万円、税引前当期純利益が12億2,376万1,000円と記載した損益計算書を掲載する有価証券報告書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出し

第3 平成19年11月16日、犯則嫌疑法人が株式の募集を実施するに際し、関東財務局長に対し、前記第2記載の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書を提出したものである。

(3) 平成21年4月28日告発

犯則嫌疑者は、株式会社プロデュースから証取法第193条の2に基づく有価証券届出書の財務計算に関する書類等の監査証明を目的とする監査を受嘱した監査法人の代表社員であったものであるが、同人は、同社代表取締役等と共謀の上、同社の業務に関し

第1 同社がジャスダック証券取引所上場に伴う株券の募集及び売出しを実施するに際し、平成17年11月10日、関東財務局長に対し、平成17年6月期の事業年度につき、同社の売上高が14億7,668万9,000円、税引前当期純損失が6,838万4,000円であったにもかかわらず、架空売上高を計上するなどの方法により、売上高が31億976万3,000円、税引前当期純利益が1億9,111万9,000円と記載した損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書を提出し

第2 同社の平成18年6月期の事業年度につき、平成18年9月29日、関東財務局長に対し、同社の売上高が24億5,071万6,000円、税引前当期純損失が2億3,097万3,000円であったにもかかわらず、架空売上高を計上するなどの方法により、売上高が58億8,561万8,000円、税引前当期純利益が6億9,420万2,000円と記載した損益計算書を掲載する有価証券報告書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出し

第3 同社の平成19年6月期の事業年度につき、平成19年9月27日、関東財務局長に対し、同社の売上高が31億1,848万8,000円、税引前当期純損失が7億2,965万8,000円であったにもかかわらず、架空売上高を計上するなどの方法により、売上高が97億400万円、税引前当期純利益が12億2,376万1,000円と記載した損益計算書を掲載する有価証券報告書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出し

第4 平成19年11月16日、同社が株式の募集を実施するに際し、関東財務局長に対し、前記第3記載の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書を提出し

たものである。

2 告発の意義

(1) 生きた会社の隠れた粉飾の摘発

「告発の現場から③-IT企業の粉飾-」で取り上げたニイウスコーは、平成20年4月30日、「社外取締役等で構成される調査委員会による調査の結果、過年度にわたり不適切な取引が行われていたことが判明した」旨適時開示し、同日、民事再生手続開始申立てを行いました。そして、同

年6月1日、東京証券取引所市場第二部を上場廃止となりました。

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」といいます。）は、同社が粉飾を公表する前から同社の粉飾について嫌疑を抱き、基礎調査（内偵調査）を行っておりましたが、民事再生手続入りを機に本格調査に移行し、同社や取引先等の関係者に質問調査をしたり、資料を徴求するなどして調査を進めていったものです（特別調査課は、「基礎調査」を行う「基礎班」と「本格調査」を行う「本格班」に分かれています。「基礎調査」、「本格調査」、「基礎班」、「本格班」については、東証Rコンプライアンスセンターによる「上場会社コンプライアンス・フォーラム（福岡）」（平成21年11月20日）における[「インサイダー取引についての当局の取組み」](#)で説明しておりますので、そちらもご覧ください。）。このように証券監視委は、同社が破綻する前からマークはしていましたが、本格的な調査は、民事再生手続開始、粉飾公表、上場廃止の後であり、いわば「死んだ会社の公表された粉飾」を調査するものでした。勿論、「告発の現場から③」でお話しましたように、ニイウスコー事件は巨額・悪質な粉飾事件であり、その刑事責任を厳しく追及する意義は大きいのですが、虚偽のディスクロージャーに騙された投資者の損害はどうすることもできません。

しかし、「生きた会社の隠れた粉飾」を摘発することができれば、まあ、この場合でも、既に虚偽のディスクロージャーに騙されて粉飾企業の株を買ってしまった投資者の損害を回復することはできませんが、それでも、このような粉飾企業は資金繰りに窮して、また虚偽の発行開示をして、ファイナンスをする可能性が大なので、その前に粉飾を摘発できれば、一般投資者の被害拡大を防止することができるわけです。このようなことから、証券監視委は、「生きた会社の隠れた粉飾」を摘発すべく、市場にアンテナを張り巡らせ、粉飾嫌疑の兆候のある上場会社はないか、注意深く監視の目を光らせてまいりました。

特別調査課の基礎班は、犯則形態別に、インサイダー取引担当の内部者班、株価操縦担当の株価班、そして粉飾担当の有報班に分かれています（「有報」とは「有価証券報告書」の略です。「有価証券報告書」については、[「告発の現場から③」](#)をご覧ください。）。粉飾事件の調査は、不正な会計処理を見抜き、真実の決算との乖離を解明し、もって「重要な事項につき虚偽の記載のある」有価証券報告書等の開示書類を提出したことを立証していく作業ですから、高度な会計実務の知識・技能が必要とされます。特別調査課は、腕利きの公認会計士を何人も外部から採用していますし、国税当局から査察官・調査官という簿記・会計に係る不正を見抜くプロにも出向してもらっており（勿論、金融庁・財務局の金融行政官プロパーについてもプロフェッショナルとして養成しております）、粉飾を監視する体制としては万全の構えを取っております。そんな中でも、粉飾企業を見抜く名人が有報班におりまして、本件犯則嫌疑法人プロデュースに目をつけたものです。

プロデュースは、新潟県長岡市に本店を置く電子部品製造装置メーカーですが、平成20年9月に証券監視委が粉飾嫌疑で強制調査に入り、同社がその旨適時開示するまでは、市場でも地元でも高い評価を得ておりました。株価もそこそこいい値がついておりました。しかし、その実態は、架空循環取引によって売り上げを倍以上に嵩上げし、キャッシュフローは赤字続きで資金繰りに汲々としている破綻寸前のボロ会社だったわけです。同社は、証券監視委の強制調査を受けている旨適時開示した後、株価が暴落し、その後民事再生手続きに入りました。

プロデュースは資金繰りに苦しんでおり、虚偽のディスクロージャーによって市場・一般投資者を欺いてファイナンスをしては何とか生きながらえてきたわけで、粉飾の規模も年々拡大しておりました。証券監視委が強制調査に入って、その実態を市場に曝け出させなければ、更なるファイナンスにより一般投資者の被害が拡大するおそれが大きかったと思います。「生きている」、それも市

場で高い評価を得ている上場会社に粉飾嫌疑で強制調査に入るのはかなり勇気のいることですが、思い切って着手して、早め早めの対応ができたことはよかったと思っております。

(2) 悪質な粉飾（新規上場時価証券届出書の粉飾、経営者保有株式の売出）の刑責を厳しく追及
本件で告発の対象とした犯則事実は、(i)平成17年6月期の粉飾決算に基づく虚偽有価証券届出書提出（上記2(1)の犯則事実及び(3)の犯則事実第1）(ii)平成18年6月期の粉飾決算に基づく虚偽有価証券報告書提出（2(2)の犯則事実第1及び(3)の犯則事実第2）、(iii)平成19年6月期の粉飾決算に基づく虚偽有価証券報告書提出（2(3)の犯則事実第2及び(3)の犯則事実第3）、(iv)平成19年6月期の粉飾決算に基づく虚偽有価証券届出書提出（2(3)の犯則事実第3及び(3)の犯則事実第4）の4つです。

このうち(i)については、プロデュースがジャスダック証券取引所に新規上場するに当たって提出した有価証券届出書に既に粉飾があったということです。ちなみに、新規上場時に提出された有価証券届出書の重要な事項について虚偽の記載のあるものを提出したとして、証券監視委が告発したのは本件が初めてです。上場時には財務内容も業績もちゃんとしていた会社が、その後、経営環境の変化などから業績不振に陥り、財務内容も悪化して、上場廃止の危機に瀕し、何としてでも上場を維持しようと無理して粉飾に手を染めて、一度粉飾決算を組むと次の年はそれを発射台として更に背伸びをしなければならないので、年々雪だるま式に粉飾額が膨らんでいく、というのが通常の粉飾の構図ではないでしょうか。勿論、粉飾は市場・投資者を欺く悪質な犯罪ですから、そのような場合であっても粉飾行為を正当化することはできませんが、若干、情状酌量の余地もあるのかなと思います。しかし、本件は、上場時から粉飾をしていたというか、上場するために粉飾したという極めて悪質な粉飾事案だと思います。

また、プロデュースの代表取締役であった上記2(1)(2)の事案の犯則嫌疑者Aは、平成17年12月の新規上場時及び平成19年12月の公募増資時に、自己の保有するプロデュース株の売出によって、それぞれ約2億円、約6億円もの利得を得ており、この点はニイウスコー粉飾事件の犯則嫌疑者と同様ですが、一般投資者を騙して、その犠牲の下、自己の利益を図るものとして、その刑責を厳しく問う必要があるものと考えられます。

なお、本件については、告発と同日平成21年4月28日、さいたま地検により起訴がなされ、平成21年8月5日、さいたま地裁は、本件は証券市場の公正さを害する極めて悪質な犯行であるとして、被告人（犯則嫌疑者A）に懲役3年、罰金1,000万円の実刑判決を言い渡しました。被告人（犯則嫌疑者A）は控訴しましたが、二審の東京高裁も、平成22年3月23日、本件が懲役刑の執行を猶予すべき事案であるとは認められないとして、控訴棄却の判決を言い渡しました。被告人（犯則嫌疑者A）は上告し、現在、最高裁において公判係属中です。

(3) 公認会計士による粉飾指南

上記2(3)の事案の犯則嫌疑者は、プロデュースの会計監査を行った公認会計士です。証券市場が有効に機能する上で最も重要なインフラのひとつであるディスクロージャー制度の意義は、「告発の現場から③」でお話したように、投資対象となる株券の発行会社の事業内容や財務内容等を真実、正確、明瞭に開示させ、一般投資者に投資判断に必要な情報を提供させることです。しかし、開示書類の作成を発行会社だけに任せていたら、自分たちに都合のいいように粉飾してしまうかもしれませんし、そこまで悪質でなくても、誤った会計処理により、正確に財務内容等が開示されないか

もしれません。このため、開示書類の正確性・適正性を第三者的な立場から、更に言えば一般投資者の側に立って、厳正にチェックする会計専門家である公認会計士や監査法人が必要になってくるのです。上場会社の提出する開示書類は彼ら会計専門家の厳しいチェックを受けて初めて投資者・市場の信頼を獲得することができるわけで、公認会計士・監査法人の存在があつて初めてディスクロージャー制度が「絵に描いた餅」でなく、証券市場のインフラとしての実質を持つことができるわけです。そういう意味では、公認会計士・監査法人は我が国証券市場が一般投資者から信頼され、市場として有功に機能するために不可欠な、極めて重要なインフラであるとも言えるでしょう（公認会計士については、[アクセスFSA第5号「金融便利帳：公認会計士」](#)でも解説しておりますので、そちらもご覧ください。）。

にもかかわらず、本件においては、公認会計士である犯則嫌疑者は、架空循環取引等、本件における粉飾の手口を逐一指南し、更には、粉飾決算の作成に積極的に携わったものであり、本来、上述のような市場のインフラとしての使命を果たすべき公認会計士が、その専門知識を市場や投資者を騙すために悪用したという、公認会計士としてあるまじき行為をしていたというものであり、その刑責が厳しく問われるべきものであります。

なお、本件に係る公判については、さいたま地裁において、公認会計士については上記2(1)(2)の犯則嫌疑者A（プロデュース代表取締役）、B（同社専務取締役）とは切り離して審理が行われており、現在も公判係属中です。（ちなみに犯則嫌疑者Bについては、平成21年8月5日、さいたま地裁において、懲役2年6月（執行猶予4年）の判決が出され、同判決は確定しています。）

3 今後の取組み

平成22年5月31日に公表した[平成21年度版年次公表](#)126頁をご覧くださいなのですが、犯則事件の調査・告発の「今後の課題」のうち「粉飾事案への取組み」について、「株式会社プロデュースについては、証券監視委の強制調査が入るまでは市場で高い評価を得ていたが、証券監視委においては、市場等から情報を収集・分析し、粉飾の嫌疑を抱き調査を開始したものである。このような早期の対応は一般投資者の被害拡大の防止につながるものであり、引き続き隠れた粉飾企業の摘発に努めていくこととしている。」としております。そして、このような方針のまさに実践として、特別調査課は、平成22年5月12日、東証マザーズ上場の半導体製造装置メーカー株式会社エフオーアイに虚偽有価証券届出書提出の嫌疑で強制調査に入りました。本件については、現在調査中の事案であり、粉飾の内容や調査状況等の具体的なことについてお話しするのは差し控えさせていただきますが、同社は上場前にベンチャーキャピタル等を割当先とする第三者割当増資により多額の資金調達を行い、その際、上場後180日目（平成22年5月18日）までの間は株式売買を制限する旨のロックアップ条項を設けておりました。同日を過ぎれば、大量の株式が自由に市場で売却可能になり、一般投資者の被害が拡大するところでしたが、その直前に強制調査に入ることができ、また、そのことを同社自身が適時開示することによって、更なる被害の拡大を何とか食い止めることができました。

なお、同社は、平成22年5月16日に、「当社の虚偽決算情報に関する報道の真偽等について」、「当社の平成21年3月期の財務諸表につきましては概ね上記報道のとおりであり、東京証券取引所への新規上場申請書類においても、虚偽の決算情報を記載し、上場申請時に提出し、上場承認を得ました。」との適時開示を行っております。

平成21年度版年次公表においては、「粉飾事案への取組み」として、更に「粉飾は経営不振企業

が犯す犯則行為であり、そのような企業は資金繰りに逼迫して不公正ファイナンスを行うリスクも高いので、粉飾事案については、不公正ファイナンスに対する監視と合わせて取り組んでいくこととしている。」としております。経済金融環境が依然厳しい中、粉飾や不公正ファイナンスが行われる危険性は相変わらず高いと考えられます。引き続き警戒モードを高めて監視してまいります。